

# 避難行動要支援者名簿登録のご案内

## 避難行動要支援者支援制度とは

災害が起こった時、高齢者や障がい者などの避難行動要支援者は、自力での避難が困難となります。そこで、要支援者として地域に誰がいるかを把握し、要支援者を誰が避難所に誘導するかなど、あらかじめ地域住民の皆さんで決めておいていただく『地域ぐるみの助け合い（共助）』の制度です。

## 登録の対象者

1. 75歳以上のひとり暮らしまたは75歳以上の高齢者のみで構成された世帯の方
2. 要介護度3以上の認定を受けた方
3. 身体障がい者手帳1級または2級を所持する方  
(肢体不自由の場合は、3級の方も含む)
4. 療育手帳AまたはBを所持する方
5. 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する方
6. 難病患者
7. 1から6までに準ずる方で市長が認める方

この案内をよく読み、同封している「避難行動要支援者名簿情報提供同意書兼個別支援計画」を地域福祉グループへご提出ください。

地域福祉グループはいきいき広場内にあります。

## 避難支援を受けるには？

避難支援を受けるには、あらかじめ個別支援計画を作成して、地域の方などの避難支援等関係者に知っておいてもらうことが必要です。そのためには、同封している「避難行動要支援者名簿情報提供同意書兼個別支援計画」に個人情報提供を同意して、個別支援計画を作成しましょう。

※避難支援等関係者とは、「町内会、まちづくり協議会、民生・児童委員、消防機関、警察などの方」のことです。

## 個人情報の提供に同意すると、どうなるの？

平常時から避難支援等関係者に対して、あなたの情報を提供して、災害時における避難支援に役立てます。

災害時に、隣近所の人に安否確認や避難所までの避難支援をしてもらうため、支援をお願いします。

## 地域における避難支援のための取り組みに協力しましょう

地域の実情にあわせ、災害時に備える必要があることから、日ごろからの見守りや、避難訓練などの防災訓練には、積極的に参加しましょう。

## 注意事項！

避難行動要支援者の支援は、支援する人々の助け合いの精神に基づくもので、支援者の無理の無い範囲での支援となります。また、災害の状況によっては、支援者自身が被災者になり、避難支援を行うことができないことも想定されます。

避難行動要支援者名簿に登録することで、災害時の支援が必ず保証されるものではない、ということをご承知しておいてください。

災害が起こったとき、あなたはどちらに当てはまりますか？

質問① 自分で避難の判断や、避難することができますか。

はい

いいえ

質問② 家族に介助してもらい避難ができますか？

はい

いいえ

家族がいても支援が必要な人  
例えば…家族がいない時（日中独居）が不安。  
要支援者として登録しておきたいなど。

避難支援の必要性は【低い】と思われます。

避難支援の必要性は【高い】と思われます。

支援が必要ない人

支援が必要な人

避難することに支援が必要でない人は、『同意しません』にチェックし、理由を記入して、返送してください。

避難することに支援が必要である人は、『同意します』にチェックし、すべて記入して、返送してください。

※施設に入所している方、長期入院中の方（退院見込みのない方）は「対象外」にチェックし、返送してください。

## 災害時に、ご自身や家族の身の安全を守るために

災害が発生した時は、消防や行政機関等の機能が麻痺し、すぐに救助等が行えないことが考えられます。そのため発災直後に大きな役割を果たすのは地域の防災力(=共助)です。

お互いに助け合うために、町内会への参加など、地域づくりに関わりましょう。普段からの地域との交流が、いざというときの大きな力になります。

また、災害に備えて食料や水を備蓄するなど「自分の身は自分で守る」という自助を忘れないようにしましょう。

### 問合せ先

高浜市

福祉部 地域福祉グループ

連絡先 0566-52-9871